

第23回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2022年3月28日(月曜日)
午後1時

場所

大崎ブライトコアホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
- 第8号議案 米国連結子会社の役員に対するストックオプションとしての新株予約権発行に係る発行要項及びその補定要項 (SUB-PLAN) 承認の件

目次

第23回定時株主総会招集ご通知	2
事業報告	5
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告書	30
株主総会参考書類	36



定時株主総会における新型コロナウイルス予防対応のお願い

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第23回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防及び拡散防止のため、総会へご来場された際に下記の事項にご協力いただければ幸いです。また、ご高齢者、妊婦、あるいは体調が優れない方は、郵送やインターネットより事前に議決権のご行使をしていただき、当日のご来場はご遠慮いただきますようご理解の程よろしくお願い申し上げます。なお、運営スタッフにつきましても、マスクを着用してのご対応を予定しています。株主の皆様の安全を第一に考えての予防措置ですのでご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<ご協力のお願い>

- ・可能な範囲でマスクのご持参及びご着用にご協力ください。
- ・ご入場の際は、消毒液での手指消毒にご協力ください。

※今後の状況に応じて、やむを得ず開催場所や開催時間などが変更となる可能性がございます。その場合は、速やかにインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご出席を予定されている株主の皆様は予め当社ウェブサイトで情報をご確認いただきますようお願いいたします。

<当社ウェブサイトURL>

<https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

以上

証券コード 3319
2022年3月11日

株 主 各 位

東京都品川区東五反田二丁目10番2号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石坂 信也

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月25日（金曜日）午後5時30分までに、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

4頁の「議決権行使についてのご案内」をご確認のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

なお、書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

またインターネット等により複数回数、又はパソコン・スマートフォン・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱うこととしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月28日(月曜日)午後1時(開場時間 午後12時30分)
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第23期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役6名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 役員退職慰労金贈呈の件
第6号議案 取締役の報酬額改定の件
第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件
第8号議案 米国連結子会社の役員に対するストックオプションとしての新株予約権発行に係る発行要項及びその補足要項(SUB-PLAN)承認の件

以 上

●ご出席にあたって

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●インターネット開示について

下記の事項については、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には掲載しておりません。お手数ながら当社ウェブサイトよりご確認くださいようお願い申し上げます。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

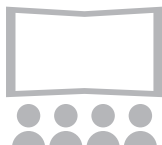
また、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

<当社ウェブサイトURL> <https://company.golfdigest.co.jp/ir/>

議決権行使についてのご案内

当社の株主総会における議決権行使の方法は、下記の3通りでございます。

▶ 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2022年3月28日（月曜日）午後1時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

▶ 書面による議決権行使の場合



行使期限 2022年3月25日（金曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

▶ インターネット等による議決権行使の場合



行使期限 2022年3月25日（金曜日）午後5時30分入力完了分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

- 携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境やご使用の携帯電話等の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問合せ先
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

(提供書面)

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）において、日本経済は新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」といいます。）感染再拡大や緊急事態宣言による経済活動の制限等から停滞が続き、10月に宣言解除を受けて対面型サービス消費を中心に経済は持ち直しておりましたが、新たな変異株の登場とその感染急増で今後の経済動向には注目されます。また米国経済は日本に先行してCOVID-19感染拡大は落ち着き全体的に回復基調にありましたが、部品・原材料不足の深刻化、資源価格の上昇等から回復ペースは減速を見せました。加えて変異株の感染急増により経済回復ペースはさらに鈍化することが見込まれ先行き不透明な状況であります。

インターネットを取り巻く環境は、COVID-19環境下に対応するべくテレワーク拡大やデジタル化が進んだことも後押しし、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等は成長を続けております。また、IoT、AIに代表されるデジタル技術は進化し続けており様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても、ゴルフが感染リスクの低いレジャーであることが認知され需要の高まりを見せるとともに、COVID-19の影響下に求められる新しい生活様式に適應したプレースタイルが浸透する等、ゴルファーの需要スタイルは日々変化しております。

このような環境下、当社グループはゴルフ専門のITサービス企業として圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいりました。また、2021年2月に公表した中期経営計画「LEAD THE WAY」の基本方針に基づき事業運営に取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度（2021年1月1日～2021年12月31日）の業績は売上高39,594百万円（前年同期比17.5%増）、営業利益1,706百万円（前年同期比103.4%増）、経常利益1,715百万円（前年同期比89.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,035百万円（前年同期比296.1%増）となりました。

主要セグメント別の業績は次の通りであります。

〔国内〕セグメント

当連結会計年度における「国内」セグメントの業績は、売上高27,851百万円（前年同

期比4.2%増)となりました。また、セグメント利益は1,778百万円(前年同期比0.1%減)となりました。

〔海外〕セグメント

当連結会計年度における〔海外〕セグメントの業績は、11,742百万円(前年同期比68.5%増)となりました。また、セグメント損失は71百万円(前年同期セグメント損失941百万円)となりました。

当連結会計年度における期末配当は1株当たり5円50銭を予定しております。

次年度の配当につきましては、中間配当として1株当たり4円、期末配当として1株当たり5円50銭(年間合計9円50銭)を予定しております。

- ② 重要な設備投資の状況
当連結会計年度においては、設備投資の金額は2,453百万円となりました。
- ③ 資金調達の状況
当連結会計年度は、金融機関に対し短期借入金553百万円の借入と、長期借入金666百万円の返済を実施しました。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分、新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 当連結会計年度 (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	26,739	34,274	33,690	39,594
経 常 利 益 (百万円)	822	971	907	1,715
当 期 純 利 益 (百万円)	380	358	261	1,035
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	380	358	261	1,035
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	20円84銭	19円63銭	14円31銭	56円68銭
総 資 産 (百万円)	18,236	19,564	17,994	21,851
純 資 産 (百万円)	6,207	6,315	6,356	7,411
1 株 当 たり 純 資 産 額	339円69銭	345円61銭	347円85銭	405円17銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2018年12月期)	第 21 期 (2019年12月期)	第 22 期 (2020年12月期)	第 23 期 当事業年度 (2021年12月期)
売 上 高 (百万円)	24,301	25,759	25,885	26,916
経 常 利 益 (百万円)	1,015	1,206	1,793	1,784
当 期 純 利 益 (百万円)	442	651	1,133	1,180
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	24円20銭	35円64銭	61円97銭	64円62銭
総 資 産 (百万円)	14,230	15,064	13,676	14,007
純 資 産 (百万円)	6,315	6,793	7,827	8,841
1 株 当 たり 純 資 産 額	345円59銭	371円75銭	428円33銭	483円45銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(株)GDOゴルフテック	9百万円	100%	ゴルフレッスンサービス事業、ゴルフ用品販売サービス事業、クラブフィッティングサービス事業
GDO Sports, Inc.	30,037千ドル	100%	ゴルフ関連ビジネスの開発、投資
GolfTEC Enterprises LLC	17,151千ドル	60%	ゴルフレッスンサービス事業、ゴルフ用品販売サービス事業、クラブフィッティングサービス事業

③ 重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境・市場環境において、日本経済はCOVID-19感染再拡大や緊急事態宣言による経済活動の制限等から停滞が続きました。2021年10月に宣言解除を受けて対面型サービス消費を中心に経済は持ち直しておりましたが、新たな変異株の登場とその感染急増で今後の経済動向は先行き不透明な状況です。また米国経済は日本に先行してCOVID-19感染拡大は落ち着き全体的に回復基調にありましたが、部品・原材料不足の深刻化、資源価格の上昇等から回復ペースは減速を見せました。加えて変異株の感染急増により経済回復ペースは鈍化することも見込まれ、先行きは不透明な状況であります。

インターネットを取り巻く環境は、COVID-19禍に対応するべくテレワーク拡大やデジタル化が進んだことも後押しし、Eコマース市場や各種インターネット関連サービス市場等は成長を続けております。また、IoT、AIに代表される技術は進化し続けており様々な場面においてデジタル化が進んでおります。ゴルフ市場においても、ゴルフが感染リスクの低いレジャーであることが認知され需要の高まりを見せるとともにCOVID-19の影響下に求められる新しい生活様式に適応したプレースタイルが浸透する等、ゴルファーの需要スタイルは

日々変化しております。この先行き不透明な時代においては、環境変化による課題を素早く把握しこれに対処することが、より一層重要になるものと考えられます。当社グループは次の各項目を主な課題として取り組み、引き続きゴルフ専門のITサービス企業として、圧倒的な情報量とゴルフに特化したサービス力を強みに、ゴルファーにより快適で楽しいゴルフライフを提供してまいります。

① 収益力の改善

当連結会計年度は昨年に引き続きCOVID-19の感染拡大により断続的に政府・地方自治体による緊急事態宣言、まん延防止措置等実施等の発出がみられましたが、感染防止対策を徹底的に実施し実店舗の営業を継続することができました。また、パンデミックがもたらした働き方やライフスタイルの変化を背景にゴルフ自体の潜在的魅力が再認識されゴルフ需要が増加し、この需要を的確にとらえることにより業績は順調に推移しました。次年度以降におきましては、収益性の高いビジネスへ経営資源を集中させるとともに、成長分野である海外事業及び新規事業の収益貢献に注力し、更なる収益力の改善を進めてまいります。

② 財務体質の改善

事業の成長・拡大や各種取組み等を実行するには、盤石な財務基盤を構築する必要があります。今後も、収益力の改善とともに投資効率の最大化を図る等キャッシュ・フローの増大に努めることで、更なる財務体質の改善を図ってまいります。

③ マーケティング戦略の強化

当社グループの事業拡大を進めるためには、マーケティング戦略の強化が不可欠であります。当連結会計年度は、事業の根幹を成す「GDOクラブ会員」の会員数が517万人(2021年12月末時点)を超え、会員との関係強化に重点を置いてまいりました。次年度以降も引き続き新規会員の獲得を図りながら、既存会員との関係を強化することに重点を置いてまいります。また、日々進化するマーケティングソリューションを効果的かつ迅速に展開するためにも事業セグメントを超えた横断的な連携の強化に集中してまいります。

④ 各種情報端末への適応

当社グループの提供するサービスを多くのお客様に利用していただくためには、スマートフォンをはじめとしたモバイル端末、その他今後の技術革新により登場する各種情報端末に対して、迅速にサービスを適応させることが重要となります。多様化が進むユーザー

動向に素早く対応し、高品質なサービスを提供し続けることで、集客力の最大化に努めてまいります。

⑤ システムの安定稼働

当社グループにとって、ビジネスの基盤であるシステムの安定稼働は今後も重要な課題であります。コンピュータウイルスなどの侵入、近年高度化・複雑化する情報改ざんや不正侵入などの不正アクセス等の脅威に対して、適切なセキュリティ対策を講じてまいります。また、システムの可用性の向上等に関する取組みを積極的に進めることで、高度な情報システム環境の維持・運用を行ってまいります。

⑥ ステークホルダーとの関係強化

当社グループは、株主の皆様のみならず、お取引先企業、お客様及び従業員との間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に株主価値の最大化を実現するものと考えております。制度開示における重要事実公開手順を踏まえたくうえで、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略などについて、ステークホルダーに対し迅速かつ的確に情報発信してまいります。また、CSR活動やサステナビリティを意識した経営を通じてステークホルダーの信頼と満足を得る企業価値の向上を図ってまいります。

⑦ 個人情報の保護管理強化

当社グループの事業は、当社サービスの顧客の様々な活動により支えられており、顧客の個人情報の保護管理において大きな責務を負っています。個人情報保護法を遵守すべく定めた、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針に基づき、あらゆる管理体制強化を図ってまいります。当社グループが保有する情報資産をあらゆる脅威から保護し、適切な安全管理を実現するために構築した、情報セキュリティマネジメントシステムを最大限活かし、情報資産を安全かつ適正に管理・運用してまいります。

⑧ ゴルフ業界における確固たる地位の構築

競合する企業との差別化を図り、当社グループならではの付加価値を示していくためには、今以上に認知度を高めていかなければならないと考えております。ゴルフ業界の中でオンリーワンの存在として業界の繁栄に貢献していけるような企業を目指します。そのためには、テクノロジーとデータを駆使した革新的なゴルフビジネスの開発とともに国内外ビジネスでこれまで以上の売上規模を獲得していくことが重要であると認識しております。

⑨ 商材の調達

当社グループがサービスを提供しているゴルフ市場においても、全世界的なCOVID-19の感染拡大により、生産拠点の不稼働、原材料確保の困難等によるサプライチェーンの混乱が生じております。これによる各種メーカーにおける商品供給量の低下は当社グループの商材調達に大きく影響するため、対処すべき重要な課題であります。当社グループにおいては、特定のメーカーの商材に依存することなく、取扱い商材の多様性を追求するとともに、ECサイトのゴルファーへの訴求力を高め、限られた商材を優先的に確保できるよう当社グループのゴルフEC市場における優位性を確立してまいります。

⑩ グローバル展開の推進

当社グループは、今後の持続的な成長のために海外事業展開を重要な戦略と位置づけております。2019年より、米国を中心に本格的な事業展開に着手しており、これら事業の売上・利益拡大に向けて、引き続き海外子会社の経営管理面での充実を図ってまいります。またこれに関連して、海外事業展開に不可欠なグローバル人材の開発・育成を進め、海外事業の飛躍的成長のための土台を構築してまいります。

⑪ 働き方改革の促進

当社グループではCOVID-19の感染拡大以前から、完全フレックスタイム制の導入や、テレワークの導入など、積極的に働き方改革を推進してまいりました。当連結会計年度はCOVID-19の感染拡大の影響もあり、従来以上にテレワークの推進・浸透が進み、契約手続き電子化等の業務効率化を進めることができました。このような新しい環境における業務プロセスの変化、コミュニケーション方法の変化などに基づく新たなリスクを認識し、これに対する対策を実施してまいります。新しい働き方が従業員の個々人の生活を豊かにし、業務パフォーマンスの強化につながるよう、今後も社会の先頭に立って新しい働き方を実践してまいります。

⑫ COVID-19への対応

COVID-19収束のために社会が一丸となり対策を講じる必要があると認識しております。当社グループでは、お客様と従業員の安全を守り、社会の構成員としての責任を果たすため引き続き感染拡大防止に努めてまいります。当社グループでは、緊急対策室が中心となり、常に国内外のCOVID-19に関する情報を収集し、最新の情報を従業員のほか必要関係各所と共有し、適宜必要な対策を講じてまいりました。当社グループの独自判断による職域接種やCOVID-19検査の実施、店舗における検温、マスク着用、ソーシャルディスタンスの保持等の安全対策の徹底、従業員のテレワーク促進、Web会議の活用等、業務

のデジタルトランスフォーメーションの促進を実施し、COVID-19の早期収束に貢献できるよう努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

当社グループは、「ゴルフ」と「インターネット」を主軸に、ゴルフ専門のITサービス企業としてゴルフビジネスを行っております。主要な事業内容は以下のとおりです。

- ・ゴルフ用品販売サービス
- ・ゴルフ場予約サービス
- ・レッスン・クラブフィッティング販売サービス
- ・広告サービス
- ・その他ゴルフ関連事業の開発

(6) 企業集団の主要な営業所等 (2021年12月31日現在)

① 当社の主要な営業所等

本 社	東京都品川区
大 阪 支 社	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区
福 岡 支 社	福岡県福岡市博多区
松 山 事 務 所	愛媛県松山市
物 流 セ ン タ ー	千葉県習志野市
ゴルフガレージ直営店舗	東京都3店舗、神奈川県2店舗、千葉県1店舗
GDO茅ヶ崎ゴルフリンクス	神奈川県茅ヶ崎市

② 株式会社GDOゴルフテックの主要な営業所

本 社	東京都品川区
GOLFTEC by GDO直営店舗	東京都7店舗、神奈川県1店舗、愛知県1店舗、大阪府2店舗、福岡県1店舗

③ GDO Sports, Inc.の主要な営業所

本	社	米国カリフォルニア州
---	---	------------

④ GolfTEC Enterprises LLCの主要な営業所

本	社	米国コロラド州
GOLFTEC	店	舗
		直営店144店舗、フランチャイズ75店舗

(7) 使用人の状況 (2021年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,123名 (152名)	195名増 (9名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
378名 (137名)	4名減 (16名増)	38.5歳	8.3年

(注) 使用人数は就業員数であり、派遣社員、契約社員、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年12月31日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	333百万円
(株)三井住友銀行	279百万円
(株)三菱UFJ銀行	250百万円
(株)りそな銀行	100百万円
三井住友信託銀行(株)	100百万円
CIBC Bank U.S.A.	6.45百万米ドル
その他	221百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 59,164,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 18,274,000株 |
| ③ 株主数 | 11,242名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株)ゴルフダイジェスト社	3,250,000株	17.78%
石坂信也	3,241,200株	17.73%
木村玄一	1,150,000株	6.29%
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	980,400株	5.36%
木村正浩	900,000株	4.92%
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	841,000株	4.60%
(株)日本カストディ銀行 (信託口9)	766,300株	4.19%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	714,800株	3.91%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	278,700株	1.52%
大日本印刷(株)	276,000株	1.51%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (390株) を控除して計算しております。
 2. 2021年12月7日付、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2021年11月30日現在でアセットマネジメントOne株式会社が1,114,700株 (保有割合6.10%) を保有している旨が記載されております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年12月31日現在)
- 2021年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権
- ア. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- イ. 新株予約権の行使価格 1個につき144,500円
- ウ. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当することとなった場合、その保有する新株予約権を行使することができない。

- i. 当該新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
- ii. 当該新株予約権者が、その有する新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位も有していない場合。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合その他当社が正当な理由があると認めた場合を除く
- iii. 当社の取締役会が当該新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないとする旨の決議をした場合
- iv. 当該新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントの地位に就いた場合
- v. 当該新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社が特に認めた場合を除く
- vi. 当該新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- vii. 当該新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

エ. 新株予約権の行使期間 2023年4月23日から2031年4月22日まで

オ. 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役除く）	130個	普通株式 13,000株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2021年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ア. 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- イ. 新株予約権の行使価格 1個につき144,500円
- ウ. 新株予約権の行使条件

新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当することとなった場合、その保有する新株予約権を行使することができない。

- i. 当該新株予約権者が新株予約権を放棄した場合

- ii. 当該新株予約権者が、その有する新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位も有していない場合。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合その他当社が正当な理由があると認めた場合を除く
 - iii. 当社の取締役会が当該新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないとする旨の決議をした場合
 - iv. 当該新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントの地位に就いた場合
 - v. 当該新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社が特に認めた場合を除く
 - vi. 当該新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
 - vii. 当該新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合
- 工. 新株予約権の行使期間 2023年4月23日から2031年4月22日まで
- オ. 当社使用人等の交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社執行役員	105個	普通株式 10,500株	3名
当社使用人	110個	普通株式 11,000株	11名
GolfTEC Enterprises, LLC 取締役（社外取締役除く）	35個	普通株式 3,500株	1名

（注）GolfTEC Enterprises, LLCは当社の連結子会社であります。

- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年12月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 坂 信 也	当社 執行役員最高経営責任者 (株)GDOゴルフテック 取締役 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長
取締役副社長	吉 川 雄 大	当社 執行役員最高執行責任者 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長
取 締 役	木 村 玄 一	(株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 木村総業(株) 代表取締役社長 東名観光開発(株) 代表取締役社長
取 締 役	木 村 正 浩	(株)ゴルフダイジェスト社 専務取締役 木村総業(株) 取締役 東名観光開発(株) 取締役
取 締 役	岩 澤 俊 典	(株)エフピコ 独立社外取締役 (監査等委員) デジタル庁 リソースマネジメント統括
取 締 役	水 戸 重 之	TMI総合法律事務所パートナー弁護士 早稲田大学スポーツ科学研究科 (大学院) 講師 (株)プロックリー 社外監査役 (公財)三宅一生デザイン文化財団 監事 (株)タカラトミー 社外取締役 吉本興業ホールディングス(株) 社外取締役 武蔵野大学法学研究科 客員教授 (株)フェイス 社外取締役 (一社)PHR普及推進協議会 理事 (一財)アスリートフラッグ財団 監事 (株)湘南ベルマーレ 監査役 (株)よしもと統合ファンド 監査役
取 締 役	高 橋 真 木 子	金沢工業大学 イノベーションマネジメント研究科 教授 (株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役 高エネルギー加速器研究機構 (KEK) 理事
常 勤 監 査 役	大 山 和 彦	
監 査 役	上 住 敬 一	公認会計士 ピズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長
監 査 役	濱 田 京 子	社会保険労務士 (株)エキップコンサルティング 代表取締役 (医)行智会 監事 エキップ社会保険労務士法人 代表社員 東京労働局東京紛争調整委員会 委員

(注) 1. 2021年3月29日開催の第22回定時株主総会において新たに水戸重之氏、高橋真木子氏が取締役に選

- 任され就任いたしました。
2. 取締役5名 木村玄一、木村正浩、岩澤俊典、水戸重之、高橋真木子の各氏は社外取締役であります。
 3. 監査役2名 上住敬一、瀧田京子の両氏は社外監査役であります。
 4. 監査役 上住敬一氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 瀧田京子氏は社会保険労務士の資格を有しており、企業労務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 2021年9月30日をもって、取締役（執行役員最高財務責任者）西野洋氏は、辞任により退任いたしました。
 7. 当社は、独立役員の選任に関する基準を定めており、当該基準に基づいて、岩澤俊典、水戸重之及び高橋真木子の各氏を独立役員に選任し、また各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役及び監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通りであります。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	取締役、監査役が、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	支給 人数	報酬等の種類別の総額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	9名 (6名)	149,572千円 (22,050千円)	33,118千円 (-)	4,189千円 (-)	186,879千円 (22,050千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	16,800千円 (7,200千円)	- (-)	- (-)	16,800千円 (7,200千円)
計	12名 (8名)	166,372千円 (29,250千円)	33,118千円 (-)	4,189千円 (-)	203,679千円 (29,250千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、取締役の報酬を事業の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、役職毎に定めた基本額と前期のグループ連結業績の業績を基に、各取締役の目標達成度及び定性的評価を反映した係数を乗じて算出しております。
3. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、(2)新株予約権等の状況に記載のとおりです。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は5名）です。また、取締役（社外取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠として、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において、ストックオプションとして取締役（社外取締役を除く。）に対して発行する新株予約権に関する報酬額として、年額50,000千円を上限として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は2名です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりです。なお、取締役会は、当該事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、具体的な決定方法及び内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会の意見の内容に従っていることを確認しており、また、指名・報酬諮問委員会においても当該決定方針に沿うものであることを確認しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 固定報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の固定報酬は、上場会社の各役職水準データ等を参考に必要な採用・雇用競争力維持等も勘案し、取締役の役位及び担当職務に応じた役職額を算出する。社外取締役は、職務の独立性、透明性、客観性の担保の観点から、担当職務に応じて算出された額をもって固定報酬とする。取締役の退職慰労金は、「役員退職慰労金・弔慰金支給規程」において上場会社の各役職水準データ等を参考に支給総額の妥当性に鑑み定められた一律の基準額に対し、同規程に定められた役位別係数及び歴任した役位毎の在任年数を乗じた累計額に基づき、取締役会において決定する。

2.1 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針

業績連動報酬は、取締役の報酬を事業の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、当社の経営環境に鑑み、前期のグループ連結業績の売上及び利益水準等を業績指標の基準とする。

2.2 業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、取締役の報酬を事業の中長期的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるため、役職額を基礎額とし、前期のグループ連結業績の売上及び利益水準等を基準とし、これに中長期的な成長を目的とした各取締役の目標達成度及び定性的評価を反映した係数を乗じた金額を業績額として算出する。

3.1 非金銭報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の事業成長に対する貢献意識や企業価値増大に対する意欲や士気を高め、インセンティブとして適切に機能させるため、非金銭報酬としてストックオプション制度を導入している。

3.2 非金銭報酬等の額若しくは数又は数の算定方法の決定に関する方針

ストックオプションの付与総額は当社の資本構成及び経済情勢の変化等の事情を考慮し、株主総会において決議する。総額の範囲において、付与されるストックオプションの額もしくは数又は数の算定方法については、付与時の資本構成、経済情勢、中長期的な経営方針等を総合的に勘案し、取締役会において決議する。

4. 固定報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬が中長期的かつ持続的な企業価値の向上に対するインセンティブとして適切に機能するよう、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての役職額、前期の業績及び目標設定の達成度に連動した業績額及び非金銭報酬で構成するものとし、業績連動報酬の割合は報酬全体の概ね30%～50%の範囲にて、設定する。非金銭報酬のうちストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）に発行する新株予約権に関する報酬額については、2008年3月26日の定時株主総会において年額50,000千円を上限として決議を得ており、上記3.2項記載の事項等も考慮のうえ、取締役会において付与額（報酬全体に占める割合）を決定する。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬については、毎年3月の役員選任時に年俸を決定し、同年4月から翌年3月の間、毎月12分の1の額を金銭として支給する。業績連動報酬については、毎年3月の役員選任時に前期の業績及び目標達成度に基づき年俸を決定し、同年4月から翌年3月の間、毎月12分の1の額を金銭として支給する。非金銭報酬については、付与時の資本構成、経済情勢、中長期的な経営方針等を総合的に勘案し、取締役の事業成長に対する貢献意識や企業価値増大に対する意欲や士気を高めるために適切な付与方法、付与時期、付与条件等を取締役会において決定し、これに基づいて支給する。退職慰労金については、退職時に一時金として支給する。支給にあたっては支給直前の株主総会の決議を要する。

6. 取締役の報酬の決定に関する方針及び算定方法等の決定プロセス

当社は任意の諮問委員会として常勤取締役2名及び社外取締役3名の合計5名で構成される指名・報酬諮問委員会を設置しております。各取締役の報酬の決定に関する方針及び算定方法等については、各取締役の実力・実績を基本として役職・責任に応じて客観的な視点から評価し、事前に委員会に諮り、取締役会において決定しております。指名・報酬諮問委員会は役員報酬の客観性を担保する観点から、委員会での役員報酬に関する協議結果を取締役会に対して申し送ることとしており、取締役会は委員会の意見を踏まえて、役員報酬に関する事項の決議を行っております。

なお、第7号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件」が承認可決された場合には、下記のとおり本方針の内容を変更する予定です。

当社の取締役会は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、その概要は次のとおりです。

- 1. 固定報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針 ・・・現行どおり
- 2.1 業績連動報酬等に係る業績指標の内容の決定に関する方針 ・・・現行どおり
- 2.2 業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針 ・・・現行どおり
- 3.1 非金銭報酬等の内容の決定に関する方針

取締役の事業成長に対する貢献意識や企業価値増大に対する意欲や士気を高め、インセンティブとして適切に機能させるため、非金銭報酬としてストックオプション制度及び業績連動型株式報酬制度を導入している。

3.2 非金銭報酬等の額若しくは数又は数の算定方法の決定に関する方針

ストックオプションの付与総額は当社の資本構成及び経済情勢の変化等の事情を考慮し、株主総会において決議する。総額の範囲において、付与されるストックオプションの額もしくは数又は数の算定方法については、付与時の資本構成、経済情勢、中長期的な経営方針等を総合的に勘案し、取締役会において決議する。また、業績連動型株式報酬制度は、株主総会決議の上限株式数の範囲内で、社外役員を過半数とする指名・報酬諮問委員会の審議を経て、社外取締役及び社外監査役も出席する取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定する。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定する。付与するポイントは、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されるものとし、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定する。

4. 固定報酬等の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬が中長期的かつ持続的な企業価値の向上に対するインセンティブとして適切に機能するよう、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての役職額、前期の業績及び目標設定の達成度に連動した業績額及び非金銭報酬で構成するものとし、業績連動報酬の割合は報酬全体の概ね30%～50%の範囲にて、設定する。非金銭報酬のうちストックオプションとして取締役（社外取締役を除く）に発行する新株予約権に関する報酬額については、2008年3月26日の定時株主総会において年額50,000千円を上限として決議を得ており、上記3.2項記載の事項等も考慮のうえ、取締役会において付与額（報酬全体に占める割合）を決定する。

5. 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針・・・現行どおり

6. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定のプロセス・・・・・・・・・・現行どおり

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容及び金額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長石坂信也に一任されております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の業績評価を行うのは代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に諮り意見を取得するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該意見の内容を踏まえて決定しなければならないこととしております。

⑧ 社外取締役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況等 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
木村玄一	(株)ゴルフダイジェスト社、東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の代表取締役社長です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社、木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣に基づき、当社事業推進における施策に対し様々な助言、意見を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
木村正浩	(株)ゴルフダイジェスト社の専務取締役です。木村総業(株)及び東名観光開発(株)の取締役です。(株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣に基づき、当社事業推進における施策に対し様々な助言、意見を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
岩澤俊典	(株)エフピコ独立社外取締役(監査等委員)、デジタル庁リソースマネジメント統括です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)12回開催全てに出席し、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況等 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
水戸重之	早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院)講師、(株)ブロッコリー社外監査役、(公財)三宅一生デザイン文化財団監事、(株)タカラトミー社外取締役、吉本興業ホールディングス(株)社外取締役、武蔵野大学法学研究科客員教授、(株)フェイス社外取締役、(一社)PHR普及推進協議会理事、(一財)アスリートフレッジ財団監事、(株)湘南ベルマーレ監査役、(株)よしもと統合ファンド監査役です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)2021年3月就任以降開催された取締役会10回中9回に出席し、事業計画等の当社経営施策につき、弁護士としての専門的見地から様々な見解や助言を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
高橋真木子	金沢工業大学イノベーションマネジメント研究科教授、(株)ベルシステム24ホールディングス社外取締役、高エネルギー加速器研究機構(KEK)理事です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)2021年3月就任以降開催された取締役会10回中9回に出席し、当社経営施策につき、知的財産マネジメント、プロセス管理及び新技術等の有識者としての見地から様々な見解や助言を行っており、期待された役割を果たしております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったとみなす書面決議が11回ありました。

⑨ 社外監査役に関する事項

	他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係	当該事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
上住敬一	ビズアドバイザーズ(株)の代表取締役社長です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。
濱田京子	(株)エキップコンサルティングの代表取締役、(医)行智会の監事、エキップ社会保険労務士法人の代表社員及び東京労働局東京紛争調整委員会委員です。兼職先と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)取締役会12回全て、監査役会16回全てに出席し、社会保険労務士としての専門的見地からの発言を行い、監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づく取締役会決議があったとみなす書面決議が11回ありました。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,000千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	10,542,529	流動負債	13,621,424
現金及び預金	2,904,770	買掛金	2,244,851
売掛金	2,689,067	短期借入金	2,025,715
商品	3,219,906	リース債	276
仕掛品	601	未払金	1,801,457
貯蔵品	72,934	未払法人税等	258,382
前払費用	1,159,200	前受金	4,751,412
その他	511,919	賞与引当金	140,000
貸倒引当金	△15,871	ポイント引当金	322,183
固定資産	11,308,982	株主優待引当金	29,782
有形固定資産	3,814,880	訴訟損失引当金	69,012
建物及び構築物	2,826,388	その他の他	1,978,350
機械装置及び運搬具	3,172	固定負債	818,715
工具、器具及び備品	822,495	リース債	1,022
リース資産	1,239	繰延税金負債	146,883
建設仮勘定	161,585	役員退職慰労引当金	109,002
無形固定資産	6,491,206	資産除去債務	286,779
のれん	4,059,538	その他の他	275,028
ソフトウェア	1,444,948	負債合計	14,440,140
その他の他	986,719	純資産の部	
投資その他の資産	1,002,895	株主資本	7,372,180
投資有価証券	10,467	資本金	1,458,953
繰延税金資産	252,395	資本剰余金	2,447,104
敷金及び保証金	626,411	利益剰余金	3,466,545
その他	120,546	自己株式	△422
貸倒引当金	△6,925	その他の包括利益累計額	31,654
		為替換算調整勘定	31,654
		新株予約権	7,536
資産合計	21,851,512	純資産合計	7,411,371
		負債・純資産合計	21,851,512

連結損益計算書

(2021 年 1 月 1 日から
2021 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	39,594,705
売上原価	22,569,362
売上総利益	17,025,342
販売費及び一般管理費	15,318,646
営業利益	1,706,696
営業外収益	
受取利息	84
不動産賃貸	14,098
その他	14,354
営業外費用	
支払利息	13,847
有価証券の評価損	3,519
その他	2,168
経常利益	1,715,698
特別利益	
新株予約権の行使による利益	1,611
資産除去債務の履行差額	49,564
特別損失	
固定資産の売却損	128,473
賃貸借契約の解約損	41,542
訴訟損失引当金の繰入	65,940
税金等調整前当期純利益	1,530,918
法人税、住民税及び事業税	545,172
法人税等調整額	△50,076
当期純利益	1,035,822
親会社株主に帰属する当期純利益	1,035,822

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,720,653	流 動 負 債	4,879,689
現金及び預金	2,138,946	買掛金	1,781,152
売掛金	2,244,138	短期借入金	1,100,000
商品	2,617,606	リース債	276
仕掛品	601	未払金	1,070,476
貯蔵品	9,714	未払費用	84,985
前払費用	182,814	未払法人税等	255,942
その他の	533,537	前受金	50,288
貸倒引当金	△6,705	前受収益	3,033
固定資産合計	6,286,631	預り金	61,568
有形固定資産	924,562	賞与引当金	120,000
建物	846,975	ポイント引当金	322,183
構築物	4,293	株主優待引当金	29,782
機械装置及び運搬具	3,172	固 定 負 債	285,644
工具、器具及び備品	36,230	リース債	1,022
リース資産	1,239	役員退職慰労引当金	109,002
建設仮勘定	32,652	資産除去債	172,700
無形固定資産	1,353,572	その他の	2,919
借地権	100,000	負 債 合 計	5,165,333
ソフトウェア	1,049,429	純 資 産 の 部	
その他の	204,142	株 主 資 本	8,834,415
投資その他の資産	4,008,496	資本金	1,458,953
投資有価証券	10,467	資本剰余金	2,447,104
関係会社株式	3,298,160	資本準備金	1,420,071
関係会社長期貸付金	775,000	その他資本剰余金	1,027,033
長期前払費用	80,972	利 益 剰 余 金	4,928,779
破産更生債権等	6,925	その他利益剰余金	4,928,779
繰延税金資産	252,333	繰越利益剰余金	4,928,779
その他の	366,562	自 己 株 式	△422
貸倒引当金	△781,925	新株予約権	7,536
資 産 合 計	14,007,285	純 資 産 合 計	8,841,951
		負債・純資産合計	14,007,285

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

損益計算書

(2021 年 1 月 1 日から
2021 年 12 月 31 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		26,916,504
売上原価		15,868,255
売上総利益		11,048,249
販売費及び一般管理費		9,271,245
営業利益		1,777,003
営業外収益		
受取利息	4,092	
不動産賃貸料	14,098	
その他	7,777	25,968
営業外費用		
支払利息	3,749	
投資有価証券評価損	3,519	
貸倒引当金繰入額	10,000	
その他	1,132	18,401
経常利益		1,784,570
特別利益		
新株予約権戻入益	1,611	
資産除去債務履行差額	49,564	51,175
特別損失		
固定資産除却損	89,634	
賃貸借契約解約損	41,542	131,177
税引前当期純利益		1,704,569
法人税、住民税及び事業税	541,844	
法人税等調整額	△18,168	523,676
当期純利益		1,180,893

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千代田 義央
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	千葉 達哉

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会 監査報告

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
監 査 役 会

常勤監査役 大 山 和 彦 ㊟

監 査 役 上 住 敬 一 ㊟

監 査 役 濱 田 京 子 ㊟

(注)監査役上住敬一及び濱田京子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第23期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金5円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、100,504,855円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年3月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることその他の同法が定める要件を全て充足することを条件といたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の条文の新設・削除及び効力発生日等に関する附則の新設等を行うものであります。

2. 定款変更の内容

本議案にかかる変更箇所（下線部分）及び内容は、次のとおりであります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度が終了した日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集) 第12条 (現行どおり)</p> <p>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則) 1. 変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(7名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有株式数
1	いしざかのぶや 石坂 信也 (1966年12月10日生)	1990年 4 月 三菱商事(株)入社 1999年 6 月 米国ハーバード大学MBA修了 2000年 5 月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長 執行役員最高経営責任者 (現任) 2014年 9 月 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 2016年 4 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 2016年 11月 キッズゴルフ(株) 代表取締役社長 2017年 4 月 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (現任) 2017年 11月 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 (現任) 2018年 7 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長 (現任) 2021年 3 月 (株)GDOゴルフテック 取締役 (現任)	3,241,200株
<p>【取締役候補者の選任理由】 当社創業者として、インターネットサービス全般やゴルフ業界にかかる豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社を国内最大級のゴルフ総合サービスサイトに成長させる等、長年にわたり当社グループをけん引して参りました。当社の持続的な企業価値向上をけん引する者として、その実績、能力、経験が引き続き当社経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。</p>			
2	よしかわ たけひろ 吉川 雄大 (1971年5月9日生)	1995年 4 月 富士火災海上保険(株) (現:AIG損害保険(株)) 入社 2003年 4 月 当社入社 ゴルフ場サービス本部 2007年 3 月 当社 ゴルフ場サービス本部長 2010年 1 月 当社 執行役員 当社 ゴルフ場ビジネスユニット長 2013年 7 月 当社 お客様体験デザイン本部長 2014年 3 月 当社 取締役 2020年 3 月 当社 取締役副社長 (現任) 当社 執行役員最高執行責任者 (現任) 2020年 4 月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役 (現任) 2021年 3 月 (株)GDOゴルフテック 代表取締役社長 (現任)	43,700株
<p>【取締役候補者の選任理由】 当社のゴルフ場ビジネス事業等、幅広い事業に精通しており、当社グループの持続的な企業価値向上をけん引するものとして、その実績、能力、経験が引き続き当社経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者としました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有株式数
3	木村玄一 (1962年12月25日生)	1986年4月 大日本印刷(株)入社 1990年12月 木村総業(株) 代表取締役社長 (現任) 1995年11月 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長 (現任) 1997年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 (現任) 2000年5月 当社 取締役 (現任) 2002年2月 東名観光開発(株) 代表取締役社長 (現任)	1,150,000株
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</p> <p>ゴルフ業界に関する深い造詣に基づく、当社事業推進における施策に対する様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また同氏が代表取締役社長を務める会社と当社との間には営業取引関係がございますが、同氏の独立性に影響する規模ではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって21年10カ月となります。</p>			
4	岩澤俊典 (1966年6月19日生)	1990年4月 伊藤忠商事(株)入社 1996年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント(株) 入社 1997年7月 デロイトトーマツコンサルティング(株) (現:アビームコンサルティング(株)) 入社 2005年8月 ABeam Consulting (USA) Ltd. Managing Director 2007年10月 アビームコンサルティング(株) 執行役員マネージング・ダイレクター(日本代表) 2008年2月 同社 代表取締役マネージング・ダイレクター 2009年4月 同社 代表取締役社長 2016年3月 当社 取締役 (現任) 2020年11月 内閣官房IT総合戦略室 IT戦略調整官(非常勤) 2021年6月 (株)エフピコ 独立社外取締役(監査等委員)(現任) 2021年9月 デジタル庁 リソースマネジメント統括(現任)	- 株
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</p> <p>IT関連企業の経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を有しており、当社の資本政策、IT関連施策及び事業計画等の経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が代表取締役社長を務めていたアビームコンサルティング(株)と当社との間には取引関係がございますが、退任後は同社経営に関与していないことから、同氏の独立性に影響するものではないと判断しております。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
5	みと しげゆき 水戸重之 (1957年5月9日生)	1989年4月 第一東京弁護士会弁護士登録 1990年10月 TMI総合法律事務所創設に参画 1999年4月 同事務所パートナー弁護士(現任) 2002年6月 (株)タカラ(現:(株)タカラトミー) 監査役 2002年12月 (株)ティー・ワイ・オー 監査役 2006年3月 (株)タカラトミー 監査役 2006年4月 早稲田大学スポーツ科学研究科(大学院) 講師(現任) 2006年5月 (株)プロックリー 社外監査役(現任) 2006年7月 (株)湘南ベルマーレ 監査役 2010年6月 吉本興業(株)(現:吉本興業ホールディングス(株)) 監査役 2011年2月 (公財)三宅一生デザイン文化財団 監事(現任) 2014年4月 (株)湘南ベルマーレ 取締役 2015年6月 (株)タカラトミー 社外取締役(現任) 2016年6月 吉本興業(株)(現:吉本興業ホールディングス(株)) 社 外取締役(現任) 2016年6月 日本コロムビア(株) 監査役 2018年4月 武蔵野大学法学研究科 客員教授(現任) 2018年6月 (株)フェイス 社外取締役(現任) 2019年10月 (一社)PHR普及推進協議会 理事(現任) 2020年5月 (一財)アスリートフラッグ財団 監事(現任) 2020年6月 (株)湘南ベルマーレ 監査役(現任) 2020年9月 (株)よしもと統合ファンド 監査役(現任) 2021年3月 当社 取締役(現任)	- 株
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】</p> <p>弁護士及び民間企業等の役員として培われた企業法務の幅広い知識・経験を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらに基づき当社の経営全般に対して提言いただくことにより当社のコーポレートガバナンス強化が期待できるため、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものであります。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有株式数
6	たかはし まきこ 高橋 真木子 (1967年5月12日生)	1993年 4 月 (財)神奈川科学技術アカデミー 入団 2004年 1 月 東京工業大学 産学連携推進本部 知的財産・技術移転部門 特任助教 2006年 9 月 東北大学 特定領域研究推進支援センター 特任助教 2010年 4 月 (独)理化学研究所(現:国立研究開発法人理化学研究所) 研究政策企画員、経営企画部戦略分析課主幹 2014年 7 月 金沢工業大学 イノベーションマネジメント研究科 教授 (現任) 2017年 5 月 (株)ベルシステム24ホールディングス 社外取締役 (現任) 2020年 4 月 高エネルギー加速器研究機構(KEK) 理事 (現任) 2021年 3 月 当社 取締役 (現任)	- 株
<p>【社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割】 産学連携による研究開発プロジェクト、大学発の技術移転、知的財産のマネジメントに関する豊富な経験と高い専門知識とともに、公的機関や民間企業等とのセクター間連携による知識創造に関する知見を有しております。社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらに基づく様々な助言、意見を当社のプロセス管理及び新技術への取組み等に活かしていただくことが期待できるため、社外取締役として適任と判断し選任をお願いするものです。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者 木村玄一氏は当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。
2. 取締役候補者 木村玄一氏は東名観光開発株式会社の代表取締役社長であり、当社との間に営業取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により取締役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求をうけた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通りであります。取締役候補者が取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	取締役、監査役が、その地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。

5. 木村玄一氏、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏は、社外取締役候補者であります。
6. 社外取締役候補者に関する記載事項
- ① 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、「会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役又は支配人その他の使用人である者を除く)との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、木村玄一氏、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結

しております。木村玄一氏、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

② 独立役員について

当社は、独立役員の選任に関する基準を定めており、当該基準に基づいて、岩澤俊典氏、水戸重之氏及び高橋真木子氏を独立役員に選任し、また各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

ご参考

取締役候補者スキルマトリクス

取締役会が業務執行に関して実効性の高い監視・監督機能を適切に果たすために、取締役には多様かつ高度なスキル及び経験を備えた人材を選任しております。企業経営に求められる基本スキルである「企業経営・戦略」、「財務戦略」、「リスクマネジメント」のみならず、「ゴルフ業界への知見」や、「IT・システム戦略」等、当社の事業機軸に関わる分野への理解等を取締役が備えるべきスキルセットとしております。取締役の選任にあたっては、これらのスキルセットをバランスよく備え、かつ当社グループの企業理念を深く理解し当社グループの企業価値の創出及び向上に貢献できる人材であるかを考慮しております。

本総会において、第3号議案が原案どおり承認された場合の取締役会の構成、各取締役が備えるスキルは次のとおりであります。

	氏名	ゴルフ業界への知見	企業経営・企業戦略	営業・マーケティング戦略	I・Tシステム戦略	グローバル戦略	人材戦略	財務戦略	リスクマネジメント
取締役	再任 石坂信也	○	○		○	○	○	○	○
	再任 吉川雄大	○	○	○			○		
	再任 木村玄一	○	○	○			○		
	再任 岩澤俊典		○		○	○	○	○	○
	再任 水戸重之		○						○
	再任 高橋真木子		○			○	○		

(注) 本表は、各取締役候補者が有する全てのスキルを表すものではありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役濱田京子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 並びに重要な兼職の状況	所有株式数
はま だ きょう こ 濱田 京子 (1968年12月26日生)	1991年 4 月 三井不動産(株)入社 1998年 9 月 NOC日本アウトソーシング(株) (現:NOC日本アウトソーシング&コンサルティング(株)) 入社 2005年12月 (株)ビジネスネットコーポレーション 入社 2009年 6 月 濱田京子社労士事務所 (現:エキップ社会保険労務士法人) 開設 2013年 1 月 (株)エキップコンサルティング 代表取締役 (現任) 2014年 3 月 (医)行智会 監事 (現任) 2016年 6 月 エキップ社会保険労務士法人 代表社員 (現任) 2018年 3 月 当社 監査役 (現任) 2018年 4 月 東京労働局東京紛争調整委員会 委員 (現任)	- 株

【選任理由】

社会保険労務士として培われてきた企業労務に関する深い造詣と高い知識や法令・定款の遵守に係る見識を監査体制の強化に活かしていただきたいため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、当社の社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により監査役が在任中その地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合の損害等を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要は以下の通りであります。監査役候補者が監査役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。

①被保険者の範囲	取締役、監査役
②保険契約の内容の概要	取締役、監査役が、その地位に基づいて行った行為(不作為を含む)に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補する。

3. 同氏は、社外監査役候補者であります。
4. 社外監査役候補者に関する記載事項
社外監査役との責任限定契約について
当社は、「会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、同氏と当社との間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づき賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。

第5号議案 役員退職慰労金贈呈の件

2021年9月30日をもって当社取締役を退任した西野洋氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社が定める役員退職慰労金規定に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。退職慰労金については、取締役として当社経営に対し適切に関与し、業務遂行に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社の役員退職慰労金規定に基づき算定し支給するものであるため、相当であると判断しております。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。

西野洋氏の略歴は、次のとおりです。

氏名	略歴
にし の ひろし 西 野 洋	2019年3月 当社 取締役 2021年9月 当社 取締役退任（辞任）

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社取締役の報酬限度額は、2008年3月26日開催の第9回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。ただし使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、経済情勢の変化その他諸般の事情等を勘案し、取締役の報酬等を「年額300百万円以内（うち社外取締役100百万円以内）」に改定させていただきたいと存じます。当該取締役報酬額改定につきましては、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（本招集ご通知「2.（3）⑥」記載）に沿った内容となっております。相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まれないものいたします。

また、現在の取締役の員数は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認されますと取締役は6名（うち社外取締役4名）となります。

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（事業報告〔本招集ご通知20頁から22頁〕）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。本議案は、第6号議案でご承認をお願いしている取締役の報酬額（年額300百万円以内（うち社外取締役分として年額100百万円以内）。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、第3号議案が原案通り承認可決されますと本制度の対象となる取締役は2名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）及び執行役員

(3) 信託期間

2022年5月（予定）から信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、2022年12月末日で終了する事業年度から現中期経営計画の終了年度となる2023年12月末日で終了する事業年度までの2事業年度（以下、当該2事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託による当

社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。まず、当社は、本信託設定(2022年5月(予定))時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり30,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、60,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2022年2月22日の終値1,011円を適用した場合、上記の必要資金は、約60,660千円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式(直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

なお、当社は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は1事業年度当たり30,000ポイントであるため、当初対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は60,000株となります。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は15,000ポイントを上限とし、執行役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は15,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じてポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数(30,000株)

の発行済株式総数（2021年12月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.16%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。また、ポイントの付与を受けた取締役等は、株式その他の給付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することはできないこととします。

取締役等が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役等に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

（9）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

（10）信託終了時の取扱い

本信託は当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

第8号議案 米国連結子会社の役員に対するストックオプションとしての新株予約権発行に係る発行要項及びその補定要項 (SUB-PLAN) 承認の件

当社では、2021年4月22日開催の取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、資本構成及び経済情勢の変化等の事情を考慮の上、業績の拡大に伴い、ストックオプション制度の導入の効果をさらに高め、割当対象者の在任・在職期間中の株式保有を促すこと等を目的として、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、同年5月13日付けで、割当対象者である当社及び当社子会社の役員等に対して、ストックオプションとしての2021年度新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を計510個発行いたしました。

本新株予約権の発行に際しては、割当対象者に、米国居住者である当社の米国連結子会社であるGolfTEC Enterprises LLCの役員が含まれていたことから、(i)役務提供者に対するインセンティブとして付与するストックオプション等の登録免除要件を定める米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) のRule 701に規定される要件、及び(ii)必要に応じてemployeeに対して付与されるストックオプションについてIncentive Stock Optionとして税制優遇措置が適用されるための要件をいずれも充足できるようにすべく、本取締役会の決議において、第1記載の本新株予約権に係る発行要項を定めるとともに、これに従属するものとして、第2記載の本新株予約権に係る補定要項 (SUB-PLAN) を定めております。

この点、本新株予約権がIncentive Stock Optionとして米国の税制優遇措置を受けるためには、本新株予約権に係る発行要項及びこれに従属する補定要項 (SUB-PLAN) について、これらが取締役会の決議にて採択された日の前後12カ月以内に株主の皆様から承認を得る必要があるとされております。

そのため、本新株予約権はすでに発行されたものではありませんが、当該発行要項及び当該補定要項 (SUB-PLAN) について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

第1 本新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン 2021年度新株予約権（以下「新株予約権」という。）
2. 新株予約権の総数 510個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

（注：当社の2021年5月13日付けプレスリリースでお知らせいたしましたとおり、割り当てる新株予約権の総数は、510個と確定いたしました。）

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は、100株とする。

ただし、当社取締役会において新株予約権の募集を決議する日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割又は株式併合の比率}$$

当該調整後付与株式数を適用する日については、5.(2)①の規定を準用する。

また、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下「新株予約権者」という）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）とする。ただし、行使価額は下記5.に定める調整に服する。

（注：当社の2021年5月13日付けプレスリリースでお知らせいたしましたとおり、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個当たり144,500円（1株当たり1,445円）と確定いたしました。）

5. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

①当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

- ②当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第

194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記（2）に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。
 - ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
 - iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- ①上記（1）①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めるときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
 - ②上記（1）②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記（1）①及び②に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勧案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者

に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2023年4月23日から2031年4月22日まで

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

9. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生じる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生じる日、新設

分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生じる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4.に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記6.に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記7.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記9.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記12.に準じて決定する。

11. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

12. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、以下の各号のいずれかに該当することとなった場合、その保有する新株予約権を行使することができない。

- (1) 当該新株予約権者が新株予約権を放棄した場合
- (2) 当該新株予約権者が、その有する新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員のいずれの地位も有していない場合。ただし、役員を任期満了により退任した場合、定年又は会社都合により従業員の地位を喪失した場合その他当社が正当な理由があると認めた場合を除く。
- (3) 当社の取締役会が当該新株予約権者による新株予約権の保有の継続を適当でないと認める旨の決議をした場合
- (4) 当該新株予約権者が当社の事前の書面による承認を得ずに当社及び当社の関係会社と競業関係にある会社（当社の関係会社を除く。）の役員、従業員、代理人、囑託（派遣社員を含む。）、顧問、相談役、代表者又はコンサルタントの地位に就いた場合
- (5) 当該新株予約権者が死亡した場合。ただし、当社が特に認めた場合を除く。
- (6) 当該新株予約権者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けた場合
- (7) 当該新株予約権者が破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた場合

13. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

なお、払込みを要しないことは、有利発行に該当しない。

14. 新株予約権を割り当てる日

2021年5月13日

15. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書兼誓約書」に必要事項を記入し、記名捺印又は署名の上、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出する。
- (2) 上記(1)の「新株予約権行使請求書兼誓約書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込む。

16. 新株予約権の行使請求受付場所

当社経営管理本部又はその時々における当該業務担当部署

17. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行新橋支店又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店

18. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、新株予約権の目的である当社普通株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載又は記録をするために必要な手続を行う。

19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定及び新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当社は、本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供する。

21. その他新株予約権に関し、必要な一切の事項は、取締役会又は株主総会による決議が必要な事項を除き、代表取締役社長に一任する。

第2 本新株予約権に係る補定要項 (SUB-PLAN)

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン (以下「当社」という。)

2021年度新株予約権発行要項に係る米国サブプラン

当社2021年度新株予約権発行要項に係る米国サブプラン (以下「本サブプラン」という。) の条項は、当社取締役会において2021年4月22日付けで採択された当社2021年度新株予約権発行要項 (以下「本プラン」という。) に基づき、米国居住者である個人又は米国連邦所得税法に服する個人に対して付与される新株予約権 (以下「本新株予約権」という。) に適用されるものとする。本サブプランは、本プランの一部を構成する。明示又は黙示を問わず、本プランと本サブプランとの間に齟齬が存在した場合には、本サブプランの定めが優先するものとする。

1. 本サブプランの対象となる株式

(a)本サブプランの対象となる本プランにおける株式の最大数

本プランに基づき付与され得る当社普通株式（以下「当社株式」という。）は、51,000株を超えない範囲で、本新株予約権に服するものとし、本サブプランに基づき付与されるものとする。ただし、本サブプラン第7項の規定に服するものとする。

(b)インセンティブストックオプション（1986年米国内国歳入法422条（その後の改正を含む。以下「米国歳入法」という。）及び米国歳入法の下で規定される規則において定義される。以下「適格新株予約権」という。）の行使に基づき付与される当社株式の最大数は、本項1(a)に定める当社株式の数と等しいものとする。ただし、本プランに従って調整が行われる場合には、この限りでない。

2. 本サブプランの管理運営

本サブプランは、当社取締役会（以下「本取締役会」という。）によって管理運営されるものとする。本サブプランの定めるところに従って、本取締役会は、その裁量において、本サブプランを管理運営するために必要又は適切と認められるすべての決定を行う権限を有する。本取締役会の決定、判断及び解釈は、最終のものであり、すべての発行済みの本新株予約権の保有者（以下「新株予約権保有者」という。）を拘束するものとする。

3. 資格

適格新株予約権は、当社又は米国歳入法424条(e)に定義される「親会社」（以下「親会社」という。）若しくは米国歳入法424(f)に定義される「子会社」（以下「子会社」という。）に雇用される者（以下「被用者」という。）に対してのみ、付与できるものとする。適格新株予約権でない本新株予約権（以下「非適格新株予約権」という。）は、当社又は親会社若しくは子会社に従事し、(i)資金調達取引における証券の募集又は売出しに関するものではなく、かつ、(ii)当社の証券の相場を直接的に維持又は促進するものではない、真正な役務を提供するすべての自然人又は被用者若しくは取締役（以下、総称して「役務提供者」という。）に対して、付与できるものとする。本新株予約権は、本新株予約権の条項を定める契約（以下「本新株予約権契約」という。）において、適格新株予約権又は非適格新株予約権のいずれかに指定されるものとする。

4. 新株予約権の内容

(a)本新株予約権の付与

本取締役会は、本プラン、本サブプラン及び日本国の会社法（以下「会社法」という。）に従って、本新株予約権を付与する権限を有する。ただし、会社法において要求される場合には、別途得られる当社の株主総会による承認に基づくものとする。

(b)本新株予約権契約

各本新株予約権は、行使価格、本新株予約権の期間、本新株予約権の目的となる当社株

式の数、本新株予約権に適用ある行使制限（もしあれば）及び本取締役会がその裁量で定めるその他の本新株予約権の条件を規定した新株予約権契約により、証されるものとする。

(c)制限

各本新株予約権は、本新株予約権契約において、適格新株予約権又は非適格新株予約権のいずれかとして、指定されるものとする。当該指定にかかわらず、いずれかの暦年において新株予約権保有者によって初めて行使可能になる適格新株予約権（当社及び親会社又は子会社のすべてプランに基づき発行されたもの）に関する当社株式の付与日における公正な市場価値の総額が\$100,000を超える限りにおいて、当該本新株予約権は、非適格新株予約権として取り扱われるものとする。第4項(c)においては、適格新株予約権は付与された順序に従って考慮されるものとし、当社株式の公正な市場価値は、当該当社株式に係る本新株予約権が付与された時点をもって判断されるものとし、かつ、計算は、米国歳入法422条及びその下に規定される歳入規則に基づいて、行われるものとする。

(d)本新株予約権の行使期間

各本新株予約権の期間は、本新株予約権契約にこれを短縮する定めがない限り、付与された日から10年間とする。ただし、付与時において当社又は親会社若しくは子会社のすべての種類の株式の議決権の合計が10%を超える株式を保有する新株予約権保有者（以下「10%保有者」という。）に付与された適格新株予約権の期間は、本新株予約権契約にこれを短縮する定めがない限り、付与された日から5年間とする。

(e)本新株予約権の行使価格及び対価

(i)行使価格

本新株予約権の当社株式1株あたりの行使価格は、本取締役会が、適用法令に基づき必要とされる範囲で当社の株主総会の承認を得て、付与された日における公正な市場価格を下回らない範囲で、誠実に定めるものとする。また、適格新株予約権が10%保有者に対して付与された場合には、当社株式1株あたりの行使価格は、付与された日における公正な市場価格の110%を下回らないものとする。本項4(e)の規定にかかわらず、本新株予約権は、米国歳入法424条(a)に規定される取引及びこれに定める方法に従って、付与された日の公正な市場価値を下回る行使価格で、付与することができる。本サブプランにおいて、公正な市場価値とは、適用法令に基づき必要とされる範囲で当社の株主総会の承認を得て本取締役会が誠実に決定する、ある日における当社株式1株あたりの価値を意味するものとする。

(ii)対価の種類

本取締役会は、受け入れ可能な本新株予約権の行使の対価の種類（支払い方法を含む。）を、決定する。適格新株予約権の場合には、本取締役会は、付与時において、受け入れ可能な対価の種類を決定する。当該対価は、(A) 現金、(B) 小切手、又は (C) 適用法令に基づき許容される場合には約束手形、(D) 適用法令に基づき許容される当社株

式の発行に係るその他の対価及び支払方法、又は(E)上記いずれかの支払方法の組み合わせとすることができる。受け入れ可能な対価の種類に関する決定を行うにあたっては、本取締役会は、当該対価の受け入れが当社の便益に合理的に供する可能性があるか否かを考慮するものとする。

(f)本新株予約権の行使

本新株予約権は、本新株予約権保有者の新株予約権契約に定める行使条件に従ってのみ、行使することができる。ただし、新株予約権契約に定める当該新株予約権の期間が満了した後は、行使できない。

5. 米国歳入法409A条の遵守

本新株予約権は、本取締役会がその裁量に従って他の決定を行った場合を除き、米国歳入法409A条の要件の適用が免除される形又は米国歳入法409A条の要件に従って、設計され、かつ、運用されるものとする。本サブプラン及び本サブプランに基づく各新株予約権契約は、米国歳入法409A条の要件に合致するように意図されており、本取締役会がその裁量に従って他の決定を行った場合を除き、当該意図に基づいて解釈されるものとする。本新株予約権若しくは支払又はその決済若しくは繰り延べが、米国歳入法409A条に服する限度において、本新株予約権は、当該付与、支払、決済又は繰り延べが米国歳入法409A条に基づき適用される追加の課税又は利息に服さないようにするために、米国歳入法409A条の要件に合致する形で付与され、支払われ、決済され、又は繰り延べられるものとする。

6. 本新株予約権の譲渡制限

(a)本新株予約権契約において別段の定めがない限り、本新株予約権は、遺言又は相続及び遺産配分に関する法律の定めによる以外には、売却、質権設定、譲渡、担保権設定その他の方法による移転ができないものとし、かつ、新株予約権保有者の生存期間中において、新株予約権保有者によってのみ、行使できるものとする。新株予約権契約が移転を許容している場合には、本新株予約権は、(i)遺言により、(ii)相続及び遺産配分に関する法律により、又は(iii)米国1933年証券法（その後の改正を含む。以下「米国証券法」という。）の規則701により許容されることによってのみ、移転することができる。

(b)前項に定めるほか、当社が1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。以下「米国証券取引法」という。）13条又は15条(d)に基づき報告する必要があるまでの間、又は、本取締役会が、当社が米国証券取引法に基づき定められる規則12h-1(f)に規定される米国証券取引法における登録免除要件（以下「規則12h-1(f)除外規定」という。）に依拠しない、又は依拠しない可能性のあることを決定するまでの間、本新株予約権又はその行使前における本新株予約権の目的となる当社株式は、いかなる方法（ショートポジション、「プットと同等のポジション」又は「コールと同等のポジション」（それぞれ米国証券取引法の規則16a-1(h)及びRule 16a-1(b)に定義される。）を得ることを含む。）によっても、質権設定、担保権設定その他の方法による移転又は処分をすることができない。ただし、(i)贈与又は家族関係の命令を通じた「家族構成員」（米国証券法規則701(c)(3)

に定義される。)である者、(ii)本新株予約権保有者の死亡又は障害が発生した場合における当該本新株予約権保有者の遺言執行者又は後見人に対する移転又は処分は、規則12h-1(f)除外規定に引き続き依拠することを必要とされる限度において、この限りでない。前文の定めにかかわらず、本取締役会は、その裁量で、当社に対する移転、又は、当社を関与させた支配権移転取引若しくは他の買収取引に関連する移転(規則12h-1(f)により許容される範囲、又は、当社が規則12h-1(f)除外規定に依拠していない場合には、本サブプランにより許容される範囲に限る。)を許可することができる。

7. 調整、解散又は清算、組織再編

(a)調整

配当その他の剰余金分配(現金、当社株式、その他の証券又は資産であるかの形式を問わない)、資本構成の変更、株式分割、株式併合、組織再編、合併、統合、会社分割、提携、自己株式取得、当社株式若しくはその他の当社の証券の交換、又は当社株式に影響する当社の会社組織の変更が生じた場合には、本取締役会は、本プランの定めに従って、発行済みの本新株予約権を調整するものとする。

(b)解散又は清算

当社において解散又は清算が提案された場合には、本取締役会は、各新株予約権保有者に対し、当該解散又は清算の効力発生日より前に、実務上可能な限り直ちに通知を行うものとする。本新株予約権が以前に行使されていない限りにおいて、本新株予約権は、当該解散又は清算の完了の直前の時点をもって、終了するものとする。

8. 源泉徴収

(a)源泉徴収の必要性

本新株予約権(又はその行使)に基づく当社株式又は現金の交付の前に、当社は、当該本新株予約権(又はその行使)に関して源泉徴収することが必要となる連邦税、州税、地方税、外国税及びその他の税(当該新株予約権保有者の連邦保険拠出法(FICA)上の義務を含む。)を満足させるに足る額を控除し若しくは源泉徴収し、又は、新株予約権保有者に対しその額を当社に送金するよう要求する権利を有するものとする。

(b)源泉徴収の方法

本取締役会は、その裁量及び適宜に定めるその手続きに従って、本取締役会が定める方法により、新株予約権保有者に源泉徴収義務の全部又は一部を履行させることができる。源泉徴収が必要となる額は、その選択を行った時点で源泉徴収され得る額(ただし、源泉徴収されるべき税額が決定されるべき日において、本新株予約権に関して当該新株予約権保有者に適用される、連邦、州又は地方における限界所得税率を使用して決定された額を超えないものとする。)を含むものとする。源泉徴収又は交付されるべき当社株式の公正な市場価値は、源泉徴収することが必要になる時点において、決定されるものとする。

9. 雇用又は役務への影響

本サブプラン又は本新株予約権のいずれも、新株予約権保有者に対し、当該新株予約権保有者の当社との間における役務提供者としての地位の継続に関し、何らの権利を与えるものではなく、かつ、適用法令が許容する限りにおいて、新株予約権保有者、当社、親会社又は子会社が当該地位をいつでも正当理由の有無にかかわらず終了させることができる権利を妨げるものではない。

10. 付与日

本新株予約権の付与日は、すべての目的との関係で、本取締役会が当該本新株予約権の付与を決定した日、又は、それよりも遅い日で本取締役会が決定した日とする。当該決定に関する通知は、各新株予約権保有者に対し、その付与日から合理的な期間内に、提供されるものとする。

11. 本サブプランの期間

第12項の定めを条件として、本サブプランは、本取締役会によって決議された時から有効となる。第13項に基づいてその期間満了前に終了しない限り、本プランは、本サブプランが有効になった日より10年間、その効力を有する。

12. 本サブプランの採用に係る株主の承認

本サブプランは、適用法令が定める方法と手続により、本サブプランが本取締役会により承認されてから12ヶ月以内に、当社の株主によって承認されなければならない。

13. 本サブプランの改訂及び終了

当社は、適用法令により必要かつ適切と認められる限りにおいて、本サブプランの改訂について、株主の承認を得るものとする。新株予約権保有者及び本取締役会が書面で別途合意しない限り、本サブプランの改訂、変更、中断又は終了は、新株予約権保有者の権利を実質的に損なうものではない。本サブプランの終了は、発行済みの本新株予約権に関して本契約で付与される本取締役会の権利行使に、なんらの影響も及ぼさない。

14. 当社株式の発行における条件

(a) 法令遵守

本新株予約権の行使並びに当社株式の発行及び交付が適用法令の定めを遵守するものであり、かつ、当該遵守に関して当社のカウンスルの承認があった場合を除いては、本新株予約権の行使に基づき、当社株式は発行されないものとする。

(b) 投資に関する表明保証

当社カウンスルの意見において必要とされた場合には、当社は、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権を行使する者に対し、当社株式が投資を目的としてのみ購入され

るものであり、かつ、当該当社株式を売却又は分配する現在の意図が存しないことを、当該行使時点において表明し、かつ、保証するよう、要求することができる。

15.新株予約権保有者に対する情報

(i)当社が適用ある本新株予約権に関して米国証券法規則701に従った登録免除要件に依拠する場合においては、米国証券法規則701に基づき、及び／又は、(ii)当社が規則12h-1(f)除外規定に依拠する限りにおいては、米国証券取引法規則12h-1(f)に基づき、要求される場合には、適用ある除外規定に依拠している期間の間、並びに、(i)及び(ii)の各場合においては、当社が米国証券取引法13条又は15条(d)に定める報告義務に服することとなるまでの間は、当社は、各新株予約権保有者に対し、米国証券法に基づく規則701(e)(3)、(4)及び(5)に規定される情報を提供するものとする。ただし、その頻度は、6ヶ月おきを下回らないものとし、財務諸表については180日以上古いものであってはならないものとし、また、新株予約権保有者に対する直接若しくは電子的な交付、又は、新株予約権保有者に対するパスワードで保護されうるインターネットサイトにおいて情報が閲覧可能である旨及び当該情報にアクセスするために必要なパスワードを記載した書面による通知を伴わなければならないものとする。当社は、新株予約権保有者に対し、本条項に従って提供される情報の守秘性を維持するよう、要求することができる。新株予約権保有者が本条項に従って提供された情報の守秘性を維持することに同意しない場合には、当社は、当社が規則12-h-1(f)除外規定に依拠する場合には米国証券取引法に基づく規則12h-1(f)(1)に従って必要とされない限り、当社が米国証券法規則701に基づく例外規定に依拠する場合には米国証券法規則701に従って必要とされない限り、当該情報を提供することを要しない。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア3階

会場：大崎ブライトコアホール

電話番号 03 (5447) 7130 URL www.osaki-hall.jp



※大崎ブライトタワーではなく、大崎ブライトコアの3階です。
スターバックスを過ぎて交差点を渡り、セブンイレブンが1階に入ったビルです。

<交通アクセス>

電車でお越しの方 JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン、りんかい線「大崎」駅より徒歩5分
山手通り「大崎駅前交番前」の交差点を曲がり、約250メートル左手ビル